

少年事件

家庭裁判所では、非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。

調査や審判は、保護者にも出席を求めて、非公開の手続により、なごやかなうちにも少年に反省を促すよう配慮しながら行われます。その結果、その少年に最も適した処分が決められます。

事件受理

少年事件は、主として警察や検察庁から家庭裁判所へ送致されてきます。一般の人でも非行少年を発見した場合には、家庭裁判所に通告することができます。

調査

少年事件が家庭裁判所に送られてくると、家庭裁判所調査官は、少年の性格や成長の過程、日ごろの行い、環境などについて科学的な調査をします。



家裁調査官

必要があれば、医務室で診断を受けさせたり、少年を少年鑑別所に収容して、調査、鑑別をすることもあります。

審判

裁判官は、調査の結果を検討した上で、審判が必要と考えた事件については、少年、保護者を呼び出して審判を開き、非行の内容のほか、その背後にあるいろいろな事情についても詳しく審理して、少年の処分を決定します。

少年、保護者の言い分も十分に聴きますし、被害者の方や学校の先生その他の関係者の意見なども参考にします。直ちに処分を決めずに、一定の期間家庭裁判所調査官に少年の行動を観察させて、その経過を見た上で処分を決めることもあります。



家裁調査官

裁判官

付添人

書記官

保護者 少年 保護者

なお、調査や審判においては、少年に対して指導を行うほか、保護者に対しても、養育責任の自覚を促すなど、少年の更生のために必要な助言や指導を行う場合があります。

処分

少年に対する処分は、非行に陥った少年を再び社会に迷惑をかけるようなことをしない立派な社会の一員として更生させることを目的としています。具体的には、少年を保護観察所の指導、監督にゆだねたり、少年院等において指導や訓練を受けさせる場合もありますし、家庭裁判所における教育的な働きかけによって少年の更生が見込まれる場合には、特に処分をしないこともあります。

また、少年に刑罰を科すことが相当と認められた場合には、事件を検察官に送って刑事裁判を受けさせることもあります。

被害者の方のための制度

少年事件によって被害に遭われた方に対しては、①事件記録の閲覧・コピー、②意見陳述、③審判結果等の通知、④審判の状況の説明の申出の制度があります。また、一定の重大な事件の被害に遭われた方には、申出により、審判の傍聴が認められる場合があります。詳しくはリーフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」をご覧ください。

家事事件の例

- 未成年者の養子縁組の許可
- 後見等の開始、後見人等の選任
- 氏、名の変更の許可
- 離婚や夫婦関係の調整
- 遺産の分割
- 子どもの養育費 などの審判や調停

家事審判法の目的

この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を基本として、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図ることを目的とする。
(家事審判法第1条)

人事訴訟事件の例

- 離婚、離縁、認知などの訴訟

非行少年とは

次のような少年(20歳未満の男女)をいいます。

- 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年 (犯罪少年)
- 刑罰法令に触れる行為をしたが、その行為のときに14歳未満であったため、処罰の対象にならない少年 (触法少年)
- 保護者の正当な監督に従わない、正当な理由がないのに家庭に寄り付かない、いかがわしい場所に入出入するなどの行いがあり、その性格や環境からみて、将来罪を犯すおそれのある少年 (<犯少年)

少年法の目的

この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。
(少年法第1条)

裁判所ウェブサイトでは、家庭裁判所の詳しい説明や手続の利用方法などをご覧いただけます。ぜひご利用ください。
裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>

家庭裁判所のしおり

● 家庭に平和を 少年に希望を ●

家庭裁判所が取り扱うのは家事事件、人事訴訟事件と少年事件です。家庭裁判所が置かれているのは全国各都道府県庁所在地と函館、旭川、釧路です。そのほか主な都市に、支部や出張所が置かれています。



家庭裁判所

家事事件

家庭裁判所は、家庭や親族に関するいろいろな問題について、その解決が図られるよう審判や調停を行います。

審判や調停では、形式ばらずに、なごやかな雰囲気の中で自分の考えを述べるすることができます。また、非公開の手続で行われ、関係者の秘密は固く守られます。

申立て

家事事件の手続は、原則として当事者や利害関係人の申立てで始まります。申立てをするには、解決してもらいたいことがらや申立てに至るまでの事情などを申立書に記入し、必要書類を添えて、受付に提出します。受付には、初めての人でも簡単に申立てができるように、記入しやすい申立書用紙や申立書の記入例が備え付けてあります。申立ての際の費用として、所定の手数料(800円又は1200円)と、通知や連絡のための郵便切手がかかります。

審判

未成年者の養子縁組の許可や、後見人等の選任というような事件は、審判で取り扱われます。審判では、家事審判官(家事事件を取り扱う裁判官)が事情を調べて適切な判断をします。民間から選ばれた参与員の意見を参考にすることもあります。



調停

離婚や遺産分割のような夫婦や親族の間の問題は、主として調停で取り扱われます。調停では、家事審判官又は家事調停官と民間から選ばれた家事調停委員とが、当事者等の言い分をよく聴き、中立の立場から、全員が納得のいく、適切で妥協な解決ができるよう合意をあっせんします。



調査

事件の実情を確かめるため、必要に応じて、家庭裁判所調査官等が事実の調査をすることがあります。また、当事者や関係人の心身の状況について裁判所技官である医務室の医師が診断をする場合もあります。

履行確保

調停での約束や審判で決められた金銭の支払などが守られないとき、申出をすれば、家庭裁判所が相手に履行を促す手続などを利用できます。また、地方裁判所又は家庭裁判所で強制的に義務を履行させる手続(強制執行手続)をとることもできます。

家事手続案内

家庭裁判所では、審判や調停を皆さんに利用しやすいものにするため、審判や調停の手続についての説明案内を行っています。家庭や親族に関する問題を抱えていて、家庭裁判所の審判や調停を利用できるかどうかお知りになりたい方は、速慮なく家事手続案内窓口へおいでください。

人事訴訟事件

家庭裁判所は、調停で解決されなかった離婚や離婚などの問題についての訴訟を取り扱います。このような訴訟を「人事訴訟」といいます。

人事訴訟は、家事事件と違って、原則として公開の法廷で行われます。

訴えの提起

人事訴訟の手続は、原告(訴えを起こす人)が訴状や必要書類を受付に提出することで始まります。手数料、郵便切手の額は、家庭裁判所にお問い合わせください。

審理

裁判官が、法廷で、原告・被告双方の言い分を確かめ、争いのある点などを整理し、裏付けとなる証拠を調べます。また、親権や子の監護の問題等について家庭裁判所調査官が事実の調査を行うこともあります。

民間から選ばれた参与員が審理に立ち会い、意見を述べることもあります。



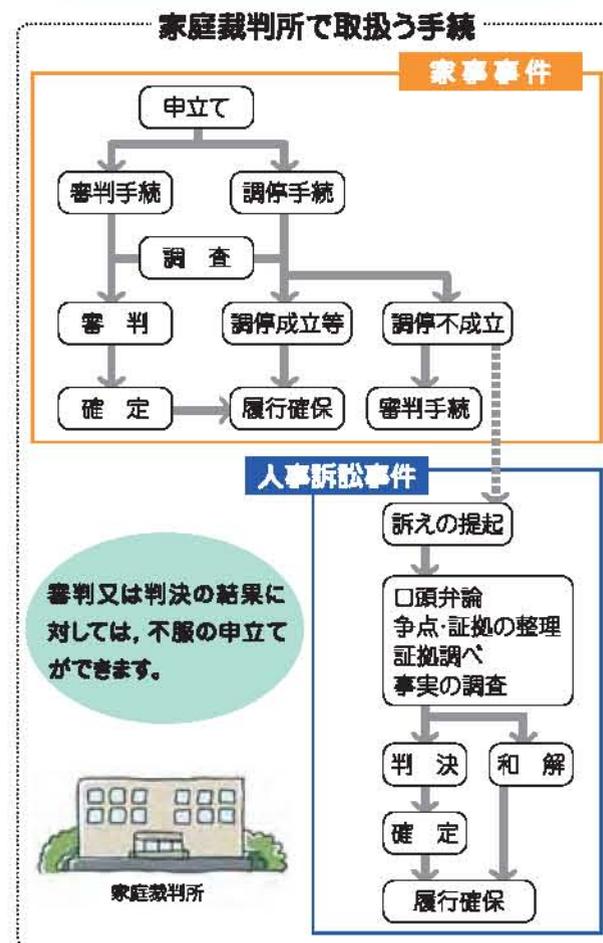
判決

審理の結果、裁判官が訴えについて判断し、判決によって争いを解決します。

また、離婚及び離婚事件については、双方で合意できれば、和解によっても解決できます。

履行確保などの制度を利用することができる場合があるのは、家事事件と同様です。

家事事件と人事訴訟事件の流れ



- 以下のリーフレットもご覧ください。
- 家事事件全般については→「家事事件のしおり」
 - 成年後見については→「成年後見制度を利用される方のために」
 - 人事訴訟については→「ご存じですか？人事訴訟」
 - 子どもに関する手続については→「家庭裁判所における子どもに関する手続」
 - 裁判所で決めた養育費の支払を受けられない場合については→「調停・審判などで決まった養育費の支払を受けられない方のために」
 - 離婚時の年金分割制度における裁判所の手続については→「ご存じですか？離婚時の年金分割制度における家庭裁判所の手続」